

総 行 政 第 8 3 号
厚生労働省健発 0518 第 2 号
令 和 3 年 5 月 1 8 日

各都道府県知事 殿

総務大臣
厚生労働大臣
(公印省略)

ワクチン接種体制の構築にあたって医師会への協力要請について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、多大なるご尽力をいただいているところであり、深く感謝いたします。

新型コロナウイルス感染症という、国家レベルの緊急事態の克服に向けて、ワクチンは、感染症対策の決め手になるものであり、希望する高齢者の方々に、7月末を念頭に各市区町村が2回の接種を終えることができるよう、国と地方の十分な連携・協力のもと、接種体制の構築をしっかりと進めていくことが重要です。

現在、全国各地で本格的なワクチン接種が始まっていますが、その実施主体となる市区町村において接種体制を構築するにあたっては、地域の医療機関の協力が不可欠であり、都道府県、市区町村と各地の医師会が連携を一層強化して取り組んでいく必要があります。このため、4月30日、総理大臣、厚生労働大臣及び河野国務大臣が日本医師会長と面会し、医療関係者に接種へのご協力をいただけるよう、全国の医師会への働きかけについてお願いしたほか、同日に総務大臣と日本医師会長が面会し、自治体支援に万全を期すべく、協力して取り組むことで合意しました。

こうした中、本日、別添1のとおり、日本医師会長から都道府県医師会長及び郡市区医師会長に対して、7月末までの高齢者向け接種の完了に向けて、都道府県及び市区町村から集団接種や個別接種について協力を求められた場合、一層の協力をを行うよう求める通知が発出されました。

つきましては、これまでにも、ワクチン接種について全庁的な執行体制を整えるとともに、接種体制の構築に向けて市区町村に対する支援体制の充実に取り組んでこられたと存じますが、現時点においてなお、地元の医師会との連携等に課題があり、7月末までの高齢者接種の完了の目途が立っていない市区町村に関し

て、改めて、各都道府県医師会に対して、ワクチン接種に関して積極的に協力を要請いただくようお願いいたします。また、今後さらに、各都道府県医師会及び医療機関等との連携を図り、各市区町村における医療従事者確保をはじめ、市区町村におけるワクチン接種の強力な支援に努めていただくようお願いいたします。

なお、政府においては、4月30日付で、6月末までに全ての高齢者が2回接種可能となるワクチンの供給量と配送時期を市区町村ごとにお示しするとともに、休日や夜間における接種単価の大幅な引上げや、集団接種に医師・看護師を派遣していただく医療機関等への支援など、医療従事者の方々のご協力をいただく環境の整備に努めています。

希望する高齢者に、7月末を念頭に各市区町村が2回の接種を終えることができるよう、今後とも、取組状況を個別に丁寧にお伺いしつつ、接種に際しての課題については政府を挙げて対処するなど、あらゆる手段を尽くして、地方公共団体の接種を支援してまいります。

本件につきましては、別添2のとおり、各市区町村長に対しても、7月末までの高齢者接種の完了に向けた進捗状況に応じて、地元の医師会に対して、ワクチン接種に関して積極的に協力を要請していただくようお願いする通知を発出しておきますことを申し添えます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

都道府県医師会長 殿
都市区医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 中川俊男
(公印省略)

新型コロナワイルスワクチン接種事業へのさらなるご協力について

「新型コロナワイルスワクチン接種事業の推進について」は、令和3年4月28日付(日医発第116号(健II64F))文書をもって貴会宛ご協力のお願いを申し上げました。

貴会におかれましては、地域の実情に応じて集団接種とかかりつけ医による個別接種を適切に組み合わせた接種体制の構築に全力で取り組んでいただいておりますこと、あらためて感謝申し上げます。

政府においては、希望する高齢者の方々への2回接種を7月末を念頭に終えることができるよう表明しています。

4月30日の菅総理大臣、田村厚生労働大臣、河野国務大臣と日本医師会、日本看護協会との意見交換においては、総理から、国家レベルの緊急事態の克服に向けて、多くの医療関係者の接種へのより一層の協力要請がありました。

また同日には、武田総務大臣と日本医師会との会談も行われ、必要な医師の確保などで自治体と地域の医師会の連携が進むよう協力要請がありました。

このようななか、本日、武田総務大臣、田村厚生労働大臣連名により、各都道府県知事、各市区村長宛別添のワクチン接種体制の構築にあたって医師会への協力要請の通知がなされています。

新型コロナワイルス感染症から国民の生命と健康を守るために、我々医師会は国民の期待に応えるため強い使命感をもって、全国的なワクチン接種の推進を加速させ、一気に収束への道筋をつけることが必要です。

希望されるすべての方へ安心安全に、円滑かつ確実に接種を実施するためには、地域の医師会と自治体が連携を強化し、集団接種においては、接種会場運営、接種医の確保等への地域医師会の積極的な関与、個別接種においては、ひとりでも多くのかかりつけ医等の会員の先生方のご協力が不可欠です。

貴会におかれましては、希望する高齢者の方々への2回接種を7月末を念頭に終えることができるよう、各自治体からの接種事業への要請に対して最大限のご協力を賜りますようあらためてお願い申し上げますとともに、本件の貴会会員への周知協力方につきましてご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本会では、地域の医師会と自治体が連携した接種体制構築について、地域で生じている問題や障害となっている課題について、関係省庁と情報共有するための報告システムの構築を現在進めています。詳細は追ってご連絡申し上げます。

総 行 政 第 8 3 号
厚生労働省健発 0518 第2号
令和 3 年 5 月 1 8 日

各市区町村長 殿

総務大臣
厚生労働大臣
(公印省略)

ワクチン接種体制の構築にあたって医師会への協力要請について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、多大なるご尽力をいただいているところであり、深く感謝いたします。

新型コロナウイルス感染症という、国家レベルの緊急事態の克服に向けて、ワクチンは、感染症対策の決め手になるものであり、希望する高齢者の方々に、7月末を念頭に各市区町村が2回の接種を終えることができるよう、国と地方の十分な連携・協力のもと、接種体制の構築をしっかりと進めていくことが重要です。

現在、全国各地で本格的なワクチン接種が始まっていますが、その実施主体となる市区町村において接種体制を構築するにあたっては、地域の医療機関の協力が不可欠であり、都道府県、市区町村と各地の医師会が連携を一層強化して取り組んでいく必要があります。このため、4月30日、総理大臣、厚生労働大臣及び河野国務大臣が日本医師会長と面会し、医療関係者に接種へのご協力をいただけるよう、全国の医師会への働きかけについてお願いしたほか、同日に総務大臣と日本医師会長が面会し、自治体支援に万全を期すべく、協力して取り組むことで合意しました。

こうした中、本日、別添1のとおり、日本医師会長から都道府県医師会長及び郡市区医師会長に対して、7月末までの高齢者向け接種の完了に向けて、都道府県及び市区町村から集団接種や個別接種について協力を求められた場合、一層の協力をを行うよう求める通知が発出されました。

つきましては、これまで地元の医師会と連携して、集団接種における接種医の確保や個別接種における診療所、医療機関の協力など、地域の実情に応じた接種体制の構築に努めてこられたと存じますが、現時点においてなお、連携等に課題があり、7月末までの高齢者接種の完了の目途が立っていない市区町村長の皆

様におかれましては、改めて、地元の医師会に対して、ワクチン接種に関して積極的に協力を要請いただくようお願ひいたします。

なお、政府においては、4月30日付で、6月末までに全ての高齢者が2回接種可能となるワクチンの供給量と配送時期を市区町村ごとにお示しするとともに、休日や夜間における接種単価の大幅な引上げや、集団接種に医師・看護師を派遣していただく医療機関等への支援など、医療従事者の方々のご協力をいただく環境の整備に努めております。

希望する高齢者に、7月末を念頭に各市区町村が2回の接種を終えることができるよう、今後とも、取組状況を個別に丁寧にお伺いしつつ、接種に際しての課題については政府を挙げて対処するなど、あらゆる手段を尽くして、市区町村の接種を支援してまいります。

本件につきましては、別添2のとおり、各都道府県知事に対しても、各都道府県医師会及び医療機関等との連携を図り、各市区町村における医療従事者確保をはじめ、市区町村におけるワクチン接種の強力な支援に努めていただくようお願いする通知を発出しておりますことを申し添えます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。